平成２８年（フ）第３１８号
川崎市高津区子母口394番地２
債務者　上村　俊英
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
静岡県浜松市中区和合町233番地の９　Ｂ－１
債務者　田畑　好実
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
静岡県浜松市中区和合町233番地の９　Ｂ－１
債務者　田畑真須美
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
静岡県浜松市中区南浅田１丁目１番12号　レオパレスワイナーム112、前住所静岡県浜松市中区田町315番地の24ゆりの木共同ビル２Ｆ
債務者　松尾　英範
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
岡山市南区新保679番地20アルファステイツ新保604
債務者　藤本　明美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４４号
岡山市北区平田162―102グランツ101号室、住民票上の住所鳥取県境港市夕日ヶ丘１丁目131番地１
債務者　小椋優加利
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７５号
栃木県宇都宮市針ケ谷町1052番地11
債務者　大澤トシ子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２５号
東京都東大和市仲原２丁目11番地の３
債務者　中山　順子（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３１号
東京都府中市押立町４丁目14番地の23セジュール多摩102
債務者　谷中　豊
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３３号
東京都八王子市片倉町713番地９クレセント川久保203号
債務者　渡邉　修
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５０６号
東京都八王子市長房町411番地
債務者　増澤　麗子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
愛知県西尾市道光寺町西縄26番地15
債務者　嶽本　美治
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
神奈川県綾瀬市綾西２丁目６番12号　サンハイツ201
債務者　小宮山千絵
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００５号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑230番地１　シャトレー茅ヶ崎203
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４７号
横浜市磯子区磯子台26番２号　Ｋ．Ｋ．Ｍ磯子台401号
債務者　鵜澤　智之
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部